

都留市役所から、
さまざまな生活情報をお伝えするコーナーです。

Clip!

水道料金改定のお知らせ

問合先：水資源活用課

水道業務・簡易水道担当

本市の魅力的な地域資源である「豊かな水」を守り育てるため、今回やむを得ず料金改定を行うことになりました。今後も安全で安心なおいしい水の安定供給を行い、市民に「愛される水」を目指し、一層の企業運営に努めていきますので、今回の水道料金改定について市民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

水道料金改定の理由

現行の水道料金は、平成17年に料金改定を行ったもので、財政計画によると平成21年度が改定時期でしたが、景気低迷の状況下での水道利用者の負担増を考慮して、経費を抑制し料金改定を行わずに現在に至っています。

しかし、使用水量の低下による収益の減少などから、給水にかかる原価が、給水によって得られる収益を上回っている状況です。また、老朽化した施設の更新、老朽管の布設替、耐震管の整備や維持管理費の増加が今後も予想されます。こうした理由から、12月の定例市議会において、都留市水道給水条例改正案が可決されました。

料金改定の時期

料金改定の時期については、水道利用者の皆さんの影響をできるだけ軽減するため、冬の凍結防止による使用料金の多い時期をさ

■改定料金(5月1日検針分から・2カ月あたりの料金【税込】)

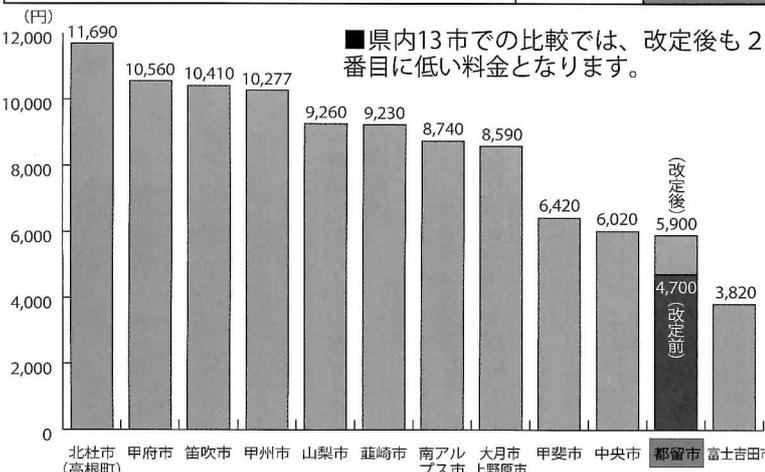
口径	基本料金		水量料金(1㎡につき)					
	メーター使用料 20㎡含む		21～100㎡		101～200㎡		201㎡以上	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
13mm	1,260円	1,470円	73円50銭	94円50銭	94円50銭	126円	105円	136円50銭
20mm	1,890円	2,205円						
25mm	3,150円	3,570円						
40mm	3,780円	4,200円						
50mm	8,400円	9,030円						
75mm	14,700円	15,750円						
100mm	25,200円	27,300円						
浴場については、口径別基本料金+水量料金(26円25銭/㎡)とする。 臨時については、口径別基本料金+水量料金(105円/㎡)とする。								

け、5月1日以降の検針分から施行します。
また、給水装置の工事の検査などの手数料についても改定を行います。こちらは4月1日から改定となります。
※下水道使用料は従来どおりです。

■改定手数料(4月1日から)

内容	改定前	改定後
(1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 1件につき	1,000円	3,000円
(2) 指定給水装置工事事業者の指定をするとき 1件につき	5,000円	10,000円
(3) 給水装置の設計審査をするとき (材料確認含む) 1回につき	500円	2,000円
(4) 給水装置の工事検査をするとき 1回につき	1,000円	10,000円

■今回の改定によって、平均的な世帯で1カ月あたり約600円の値上げとなりますが、ぜひご理解とご協力をお願いします。これからもおいくつ、皆さんに愛される水の供給を目指していきます。



グラフ注※一般家庭で2カ月当たり70㎡(都留市の平均使用量)使用した場合の料金です。
※合併に伴い複数の料金体系を採用している市は、代表的な料金で比較しています。
※料金は、消費税抜き表示です。

